

別 紙

年金支払開始の日以後に生じた剰余金をもって一時払の年金保険を買増しすることができることとされている個人年金保険の例

(給付内容)

保険料払込終了後に確定した保険料の積立額等を原資とする基本年金及び増額年金を支払うほか年金支払開始の日以後に剰余金(配当金)が生じた場合には、本人の選択において当該剰余金の額を、①年金保険を買増し、増加年金として支給する ②現金払とする ③積立(自由引出し)の方法のいずれかの方式で支払う。

(概 略 図)

